

議案第 21 号

多可町診療所及び国民健康保険八千代診療所使用料及び
手数料条例の一部を改正する条例の制定について

多可町診療所及び国民健康保険八千代診療所使用料及び手数料条例の
一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法
(昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求
める。

平成 26 年 3 月 4 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町診療所及び国民健康保険八千代診療所使用料及び手数料
 条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町診療所及び国民健康保険八千代診療所使用料及び手数料条例（平成 17 年多可町条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ウ中「2,000 円」を「5,400 円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

手数料

種別		金額
健康診断等に付随する検査料、レントゲン診断料		実費
死亡診断書		1 人 1 通 3,240円
		1 通を増すごとに1,080円を加算した額
健康診断書		1 人 1 通 2,160円
		1 通を増すごとに1,080円を加算した額
死体検案書（死体検案料含む。）		1 体 1 回 4,320円
診断書	複雑なもの （生命保険・保険・年金・ 手帳関係）	1 人 1 通 3,240円
		1 通を増すごとに1,620円を加算した額
	簡易なもの	1 人 1 通 1,080円
		1 通を増すごとに320円を加算した額
自動車事故診察費明細証明、災害補償に関する証明その他これに類するもの		1 人 1 通 4,320円
		1 通を増すごとに2,160円を加算した額
所得税に係る医療費控除の証明その他これに類するもの		1 人 1 通 1,080円
		1 通を増すごとに540円を加算した額
通院期間の証明その他これに類するもの		1 人 1 通 540円
		1 通を増すごとに270円を加算した額

前各号によることができないもの	実費
-----------------	----

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に申請書を受理しているものに係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

多可町診療所及び国民健康保険八千代診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正																		
<p>第2条 診療所の利用及び個人のためにする事務については、次に定める金額の使用料及び手数料を徴収する。</p> <p>(1) 使用料</p> <p>ア 診療 診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）により算定した額。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法令の規定により給付又は負担される額については、当該機関から徴収する。</p> <p>イ 指定居宅サービス 介護保険法（平成9年法律第123号）に定めのあるものについては、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）により算定した額</p> <p>ウ 死体処置 1体につき <u>2,000円</u></p> <p>エ アの規定に該当しない診療等を行ったとき 診療報酬の算定方法により算定した額に100分の150を乗じて得た額</p> <p>オ 診療の実施に伴い特別の経費を要したとき 実費</p>	<p>第2条 診療所の利用及び個人のためにする事務については、次に定める金額の使用料及び手数料を徴収する。</p> <p>(1) 使用料</p> <p>ア 診療 診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）により算定した額。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法令の規定により給付又は負担される額については、当該機関から徴収する。</p> <p>イ 指定居宅サービス 介護保険法（平成9年法律第123号）に定めのあるものについては、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）により算定した額</p> <p>ウ 死体処置 1体につき <u>5,400円</u></p> <p>エ アの規定に該当しない診療等を行ったとき 診療報酬の算定方法により算定した額に100分の150を乗じて得た額</p> <p>オ 診療の実施に伴い特別の経費を要したとき 実費</p>																		
<p>別表（第2条関係） 手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康診断等に付随する検査料、レントゲン診断料</td> <td>実費</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死亡診断書</td> <td>1人1通 <u>3,150円</u></td> </tr> <tr> <td>1通を増すごとに<u>1,050円</u>を加算した額</td> </tr> <tr> <td>健康診断書</td> <td>1人1通 <u>2,100円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	健康診断等に付随する検査料、レントゲン診断料	実費	死亡診断書	1人1通 <u>3,150円</u>	1通を増すごとに <u>1,050円</u> を加算した額	健康診断書	1人1通 <u>2,100円</u>	<p>別表（第2条関係） 手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康診断等に付随する検査料、レントゲン診断料</td> <td>実費</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死亡診断書</td> <td>1人1通 <u>3,240円</u></td> </tr> <tr> <td>1通を増すごとに<u>1,080円</u>を加算した額</td> </tr> <tr> <td>健康診断書</td> <td>1人1通 <u>2,160円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	健康診断等に付随する検査料、レントゲン診断料	実費	死亡診断書	1人1通 <u>3,240円</u>	1通を増すごとに <u>1,080円</u> を加算した額	健康診断書	1人1通 <u>2,160円</u>
種別	金額																		
健康診断等に付随する検査料、レントゲン診断料	実費																		
死亡診断書	1人1通 <u>3,150円</u>																		
	1通を増すごとに <u>1,050円</u> を加算した額																		
健康診断書	1人1通 <u>2,100円</u>																		
種別	金額																		
健康診断等に付随する検査料、レントゲン診断料	実費																		
死亡診断書	1人1通 <u>3,240円</u>																		
	1通を増すごとに <u>1,080円</u> を加算した額																		
健康診断書	1人1通 <u>2,160円</u>																		

現 行		改 正			
	1通を増すごとに <u>1,050円</u> を加算した額		1通を増すごとに <u>1,080円</u> を加算した額		
死体検案書(死体検案料含む。)	1体1回 <u>3,150円</u>	死体検案書(死体検案料含む。)	1体1回 <u>4,320円</u>		
診断書	複雑なもの (生命保険・保険・年金・手帳関係)	1人1通 <u>2,100円</u> 1通を増すごとに <u>1,050円</u> を加算した額	診断書	複雑なもの (生命保険・保険・年金・手帳関係)	1人1通 <u>3,240円</u> 1通を増すごとに <u>1,620円</u> を加算した額
	簡易なもの	1人1通 <u>1,050円</u> 1通を増すごとに <u>310円</u> を加算した額		簡易なもの	1人1通 <u>1,080円</u> 1通を増すごとに <u>320円</u> を加算した額
自動車事故診察費明細証明、災害補償に関する証明その他これに類するもの	1人1通 <u>3,150円</u> 1通を増すごとに <u>1,570円</u> を加算した額	自動車事故診察費明細証明、災害補償に関する証明その他これに類するもの	1人1通 <u>4,320円</u> 1通を増すごとに <u>2,160円</u> を加算した額		
所得税に係る医療費控除の証明その他これに類するもの	1人1通 <u>1,050円</u> 1通を増すごとに <u>520円</u> を加算した額	所得税に係る医療費控除の証明その他これに類するもの	1人1通 <u>1,080円</u> 1通を増すごとに <u>540円</u> を加算した額		
通院期間の証明その他これに類するもの	1人1通 <u>520円</u> 1通を増すごとに <u>210円</u> を加算した額	通院期間の証明その他これに類するもの	1人1通 <u>540円</u> 1通を増すごとに <u>270円</u> を加算した額		
前各号によることができないもの	実費	前各号によることができないもの	実費		